

日医発第 1325 号 (保険)  
令和 4 年 1 0 月 4 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

(公印省略)

オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および  
保険者による再審査申出のオンライン化等について

日々、地域医療の確保にご尽力いただき、感謝申し上げます。

厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会」(令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月)での検討や当時の行政改革担当国家公務員制度担当内閣府特命担当大臣の意向により、オンライン請求を行う医療機関においては、①令和 3 年 1 0 月診療分(1 1 月請求分)から紙媒体による返戻を廃止し、オンラインによる返戻のみとし、②令和 4 年度中には紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、再請求はオンライン請求によるものとされておりました。

本件については令和 3 年 8 月 1 7 日付け(保 128)、令和 3 年 1 0 月 5 日付け(保 184)、令和 3 年 1 1 月 2 9 日付け(保 221)でご連絡申し上げましたが、その際、日本医師会の主張により、(1)オンライン資格確認によるレセプト振替・分割サービスが開始され、返戻が一定程度減少すると見込まれることが前提で、この機能の導入が遅れることになれば、紙媒体での返戻も継続させる、(2)レセプト振替開始による資格過誤の状況やシステムへの影響を踏まえることや、紙と遜色ない修正方法で対応できるなどレセコンそのものの機能性や操作性が向上しているかどうか把握した上で判断することとなり、紙媒体による返戻については、システム事業者の対応状況等を踏まえ、当面延期され、再請求をオンラインによるものとする取扱いは、令和 4 年度中の実施時期が判明され次第、改めて連絡することとなっております。

今般、令和 4 年 9 月 3 0 日付けで厚生労働省保険局医療介護連携政策課長名の文書が発出され、医療機関・薬局を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、令和 5 年 3 月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする旨の連絡がありました。

また、厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるようにシステム事業者に対して必要な対応を完了するよう働きかける等を行います。システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応については検討されることとなっております。

なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止につきましては、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指すとなっております。

以上、取り急ぎご連絡申し上げますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

本件につきましては、支払基金支部や国保連からも速やかに周知されることを重ねてお知らせいたします。

(添付資料)

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（協力依頼）

(令和4年9月30日 保連発 0930 第2号)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長)

保連発 0930 第 2 号  
令和 4 年 9 月 30 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
( 公 印 省 略 )

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」（令和 3 年 3 月 29 日とりまとめ）において、オンライン請求医療機関・薬局（以下「オンライン請求医療機関等」という。）からの返戻再請求及び保険者からの再審査申出に係るオンライン化についてとりまとめられており、そのスケジュールについては、「オンライン請求の促進に向けた対応について（周知依頼）」（令和 3 年 11 月 29 日保連発 1129 第 1 号）においてお示ししていたところです。

今般、これらのオンライン化の時期等について、下記のとおりお示ししましたので、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」等に沿って、以下のとおり対応することとしていました。
  - ① 紙媒体で返戻されたレセプト（※）に係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。
    - ※ 当初、令和 3 年 10 月から紙媒体による返戻を廃止することとしており、その場合でも紙媒体に依らざるを得ない返戻レセプトが想定されていた。
  - ② 全ての保険者による再審査申出について、オンラインによるものとする。なお、紙媒体で請求されたレセプトに係る再審査申出については、引き続き、紙媒体での再審査申出を可能とする。
- 上記について、医療機関・薬局、保険者を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、2023 年 3 月原請求分からオンラインによるものとします。
- 「電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」の改正及び詳細については、追って通知いたします。

- 厚生労働省においては、上記時期からのオンライン化を円滑に実施できるよう、システム事業者に対して必要な対応を完了するよう改めて働きかけるとともに、関係機関と連携して周知の徹底を図るものとします。
- その上で、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討を行います。
- なお、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中の廃止を目指します。

以上